

令和5年第4回（9月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第 43 号議案	吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	1
2	第 44 号議案	吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
3	第 45 号議案	吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
4	第 46 号議案	吉川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	24
5	第 47 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	29
6	第 48 号議案	吉川市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例	31
7	第 49 号議案	令和 4 年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	33
8	第 50 号議案	令和 4 年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	34
9	第 51 号議案	令和 4 年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	35
10	第 52 号議案	令和 4 年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	36
11	第 53 号議案	令和 4 年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	37
12	第 54 号議案	令和 4 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	38
13	第 55 号議案	令和 4 年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	39
14	第 56 号議案	令和 4 年度吉川市下水道事業会計決算の認定について	40
15	第 57 号議案	令和 5 年度吉川市一般会計補正予算（第 4 号）	—
16	第 58 号議案	令和 5 年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	—
17	第 59 号議案	令和 5 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	—
18	第 60 号議案	令和 5 年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	—

19	第 61 号議案	令和 5 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	—
----	----------	--	---

## 第43号議案

吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年吉川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後項号とし、移動号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。</p> <p>(1) <u>法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号ただし書（同条第3項が適用される場合を含む。）の規定により建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入</u></p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。</p> <p>(1) <u>自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。）の用途に供する部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の</u></p>

<p>しないものとされた建築物の部分の床面積</p>	<p>床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和とする。以下この号において同じ。）の5分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1)</p> <p>(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1)</p> <p>(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1)</p> <p>(4) 自家発電設備を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1)</p> <p>(5) 貯水槽を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1)</p> <p>(6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受</p>
----------------------------	--

<p>(2) 略</p> <p>(3) 低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるもの（平成24年国土交通省告示第1393号）に規定する床面積（当該床面積が<u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u>（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物の延べ面積の20分の1を超える場合においては、当</p>	<p>箱をいう。）を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1）</p> <p>(7) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号及び次号において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（次号に掲げる部分を除く。以下この号において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）</p> <p>(8) 法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるもの（平成24年国土交通省告示第1393号）に規定する床面積（当該床面積が<u>都市の低炭素の促進に関する法律</u>（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物の延べ面積の20分の1を超える場合においては、当</p>
--	---

<p>該低炭素建築物の延べ面積の20分の1)</p> <p><u>(4) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるもの（平成28年国土交通省告示第272号）に規定する床面積（当該床面積が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の延べ面積の10分の1を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の10分の1）</u></p> <p><u>4 法第52条第14項の規定による許可を受けた建築物の容積率は、前3項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。</u></p> <p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 法第53条第5項の規定による許可を受けた建築物（同項第4号に掲げる建築物に限る。）の建蔽率は、前項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。</u></p> <p>(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 建築物の敷地が第5条第1項の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合は、当該建</p>	<p>該低炭素建築物の延べ面積の20分の1)</p> <p><u>(11) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるもの（平成28年国土交通省告示第272号）に規定する床面積（当該床面積が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能の向上計画に係る建築物の延べ面積の10分の1を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の10分の1）</u></p> <p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p> <p>第5条 略</p> <p>(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 建築物の敷地が第5条の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合は、当該建築物の</p>
---	--

<p>建築物の建蔽率を法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、<u>同条第2項</u>の規定を準用する。</p> <p>3 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条又は第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したことによって第4条第1項若しくは第2項又は第5条<u>第1項</u>の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)</p> <p>(2) 第4条第1項若しくは第2項、第5条<u>第1項</u>又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>建蔽率を法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、<u>法第53条第2項</u>の規定を準用する。</p> <p>3 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条又は第6条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したことによって第4条第1項若しくは第2項又は第5条の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)</p> <p>(2) 第4条第1項若しくは第2項、第5条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人



## 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の一部が施行されたことに伴い、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築物の容積率及び建蔽率に関する制限の適用除外に係る規定の追加その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 第44号議案

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>

<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要</p>
---	---

<p>と認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるも</p>	<p>性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確か</p>
---	--

<p>のとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に</p>	<p>めるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保</p>
--	--

<p>あつては、77, 101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>5及び6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に</p>	<p>護者にあつては、77, 101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>5及び6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に</p>
---	--

<p>定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第28条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行</p>	<p>定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第28条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供</p>
---	---

<p>わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特</p>	<p>を行わない日</p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特</p>
--	---



定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第12条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならな

<p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、<u>「の同号」とあるのは「の同条第1号」と</u>、第12条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u></p>	<p>い。</p> <p>2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>同項第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第12条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準</p>
--	--

の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(利用定員)

### 第38条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合

により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(利用定員)

### 第38条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共

<p>等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する<u>基準第35条</u>の規定に基づき保育所における保育の内容について内</p>	<p>済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する<u>基準第35条</u>の規定に基づき保育所における保育の内容について厚</p>
---	--

閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保

生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地

<p>育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第20条から第32条第1項まで、第33条及び第34条を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同条第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小</p>	<p>域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第41条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第20条から第32条第1項まで、第33条及び第34条を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法</p>
--	---

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) 」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第

第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) 」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第

<p><u>2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</p>	<p><u>1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育施設認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定</p>
--	---



<p>(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p>	<p>子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第12条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第45号議案

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(保育の内容) 第28条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(保育の内容) 第28条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第46号議案

### 吉川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

吉川市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年吉川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">吉川市公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 <u>都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下これらを「下水道事業」という。）</u>を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（法の財務規定等の適用）</p> <p>第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び</p>	<p style="text-align: center;">吉川市公共下水道事業の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（<u>公共下水道事業の設置</u>）</p> <p>第1条 <u>公共下水道を整備し、もって主として市街地の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域の水質の保全に資するため、吉川市公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）</u>を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（法の財務規定等の適用）</p> <p>第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び</p>

<p>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により<u>下水道事業</u>に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 <u>下水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>公共下水道事業の経営の規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>排水区域 市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定める区域</u></p> <p>(2) <u>排水区域面積 749ヘクタール</u></p> <p>(3) <u>排水人口 45,680人</u></p> <p>(4) <u>1日最大処理能力 23,190立方メートル</u></p> <p>3 <u>農業集落排水事業の経営の規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>処理区域 吉川市農業集落排水処理施設条例（平成16年吉川市条例第24号）第2条第2号の規定により告示された区域</u></p> <p>(2) <u>事業区域面積 21.2ヘクタール</u></p> <p>(3) <u>処理計画人口 680人</u></p> <p>(4) <u>1日最大処理能力 184立方メートル</u></p>	<p>地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により<u>公共下水道事業</u>に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 <u>公共下水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>排水区域は、市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定める区域とする。</u></p> <p>3 <u>排水区域面積は、749ヘクタールとする。</u></p> <p>4 <u>排水人口は、45,680人とする。</u></p>
--	--

<p>(会計事務の処理)</p> <p>第8条 法第34条の2ただし書の規定により、 <u>下水道事業</u>の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第9条 <u>下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その額が200,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が20,000,000円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の作成)</p> <p>第10条 市長は、<u>下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項前段の規定により、毎事業年度次の各号に掲げる期間の業務の状況を説明する書類をそれぞれ当該期間経過後の最初の当該各号に定める日までに作成しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>5 <u>1日最大処理能力は、23,190立方メートルとする。</u></p> <p>(会計事務の処理)</p> <p>第8条 法第34条の2ただし書の規定により、 <u>公共下水道事業</u>の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第9条 <u>公共下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その額が200,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が20,000,000円以上のものとする。</p> <p>(業務状況説明書類の作成)</p> <p>第10条 市長は、<u>公共下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項前段の規定により、毎事業年度次の各号に掲げる期間の業務の状況を説明する書類をそれぞれ当該期間経過後の最初の当該各号に定める日までに作成しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
---	--

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</p> <p>3 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>公共下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(吉川市下水道事業特別会計設置条例及び吉川市農業集落排水事業特別会計設置条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 吉川市下水道事業特別会計設置条例（昭和54年吉川町条例第15号）

(2) 吉川市農業集落排水事業特別会計設置条例（平成10年吉川市条例第9号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の吉川市農業集落排水事業特別会計設置条例に規定する吉川市農業集落排水事業特別会計に係る令和5年度分の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。

(吉川市下水道事業審議会条例の一部改正)

4 吉川市下水道事業審議会条例（平成元年吉川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
(設置)	(設置)

<p>第1条 下水道事業（<u>公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。</u>）の円滑な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、吉川市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>吉川市農業集落排水事業分担金条例（平成16年吉川市条例第25号）第2条第4号に規定する受益者</u></p>	<p>第1条 下水道事業の円滑な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、吉川市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
--	---

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業集落排水事業の経営及び資産の状況を正確に把握するため、地方公営企業法（昭和27年法律第29号）第2条第2項に規定する財務規定等を適用したいので、この案を提出するものである。

## 第47号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成15年吉川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="296 882 376 909">附 則</p> <p data-bbox="261 1010 512 1037">(防疫作業手当の特例)</p> <p data-bbox="225 1077 804 1809">2 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が認めるものに従事した場合には、防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p data-bbox="225 1850 804 2002">3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、<u>1,500円</u>（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると</p>	<p data-bbox="908 882 987 909">附 則</p> <p data-bbox="873 1010 1123 1037">(防疫作業手当の特例)</p> <p data-bbox="836 1077 1415 1749">2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>から市民等の生命及び健康を保護するために<u>緊急</u>に行われた措置に係る作業であって市長が認めるものに従事した場合には、防疫作業手当を支給する。この場合において、別表（防疫作業手当に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p data-bbox="836 1850 1415 2002">3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、<u>3,000円</u>（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接</p>



<p>市長が認めるものに従事した場合にあっては、 4,000円)を超えない範囲内において、そ れぞれの作業に応じて市長が定める額とする。</p>	<p>触して又はこれらの者に長時間にわたり接して 行う作業その他市長がこれに準ずると認める作 業に従事した場合にあっては、4,000円) とする。この場合において、第4条の規定は、 適用しない。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが変更されたことに伴う人事院規則の改正の趣旨を踏まえ、防疫作業手当の特例を改正したいので、この案を提出するものである。

## 第48号議案

### 吉川市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

吉川市災害派遣手当等に関する条例（平成18年吉川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による吉川市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定による吉川市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、  
所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第49号議案

令和4年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度吉川市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第50号議案

令和4年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第51号議案

令和4年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度吉  
川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

## 第52議案

令和4年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第53号議案

令和4年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人



#### 第54号議案

令和4年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度吉  
川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意  
見を付けて認定に付する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

## 第55号議案

令和4年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度に生じた利益について令和4年度吉川市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求め、同法第30条第4項の規定により、令和4年度吉川市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人

第56号議案

令和4年度吉川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度吉川市下水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年9月1日提出

吉川市長 中原恵人